

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 農林漁業者・食品関連事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に対する支援策の概要

令和4年1月
農林水産省

農林水産省による支援策(1/2)

(1) 新たな販路等を開拓したい	
・ 新たな販路開拓を促進するための取組を支援	1
(2) 国産農林水産物等の一時保管・販売を促進したい	
・ 米穀の長期計画的な保管、中食・外食事業者等への販売促進を支援	2
・ 和牛肉の保管及び販売促進を支援	3
・ 水産物の買い取り、保管等を支援	3
(3) 飲食業の需要を喚起したい	
・ 飲食店の需要喚起（事業期限の延長）	4
(4) 子ども食堂等に食品を提供したい	
・ フードバンクにおける食品の受入れ・提供体制整備への支援	5
・ 新たな販路開拓を促進するための取組を支援（再掲）	5
・ 子ども食堂及び子ども宅食への政府備蓄米の無償交付	6
(5) 生鮮食品等の安定供給機能を確保したい	
・ 生鮮食品等の安定供給機能を確保するサプライチェーンの改善・強化等を支援	7
(6) 価格下落に対して経営の安定を図りたい	
・ 市場価格の低下により収入減少した農業者の経営支援	8
・ 野菜の価格下落に対する支援	8
・ 魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援	8
(7) 経営維持・再建のための資金繰りを確保したい	
・ (農林水産業) 経営再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	9
・ (食品関連事業) 債務保証に必要な資金を措置	11

農林水産省による支援策(2/2)

(8) 生産現場で労働力を確保したい

- ・外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し費用を支援 12
- ・外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援 12
- ・漁業・水産加工業者における労働力の確保を支援 13

(9) 農林水産物・食品の輸出を維持・促進したい

- ・重点品目及びターゲット国・地域を対象とした海外販路開拓に必要な商談・プロモーション等への支援 14
- ・コメ・コメ加工品の輸出拡大の取組を支援 14

(10) 畜産・酪農の事業を継続したい

- ・肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用への支援 15
- ・在庫が高水準な脱脂粉乳・バターの需要拡大を図るための取組を支援 15
- ・新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援 16

(11) 加工用・業務用の野菜等を安定供給したい(利用したい)

- ・新たな需要に対応した品目に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援 17

(12) 主食用米・酒造好適米を安定供給したい

- ・主食用米・酒造好適米の保管経費に対する支援 18

(13) 漁場の保全のための活動を行いたい

- ・漁場の保全活動や水産資源調査の取組を支援 19

他省庁による支援策

(1) 事業を継続していきたい

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援・・・ 20
- ・新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援・・・ 21
- ・感染リスクを低減するための換気設備等の導入を支援・・・ 22
- ・新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援・・・ 22
- ・新たな販路を開拓するための支援・・・ 23
- ・ITツール導入による業務効率化等を支援・・・ 23

(2) 従業員の雇用を維持したい

- ・従業員の雇用維持に対する支援・・・ 24
- ・小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援・・・ 25

(3) 人材を確保したい

- ・外国人技能実習生等の雇用支援・・・ 26

(4) 地域経済への支援（地方創生臨時交付金）

- ・地方公共団体によるきめ細やかな支援・・・ 27

(5) 労働者（被雇用者）が活用できる支援

- ・休業した労働者への支援・・・ 28

事業者毎の支援策の一覧

(1) 農林漁業者

・野菜・花き・果樹・茶生産者	29
・肉用牛生産者	35
・酪農生産者	41
・その他畜産生産者等	47
・米生産者	53
・麦・豆類生産者	59
・林業・木材産業者	65
・漁業者・漁業者団体等・水産加工業者	71

(2) 食品関連事業者

・外食事業者	78
・食品製造事業者	83
・中間事業者	88
・流通事業者	93
・輸出事業者	100

(3) その他

・フードバンク、こども食堂等	106
・労働者（被雇用者）	107

(1) 新たな販路等を開拓したい

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外食、インバウンド等の需要先が減少した農林漁業者、食品加工業者等が行う新たな販路開拓を促進するための取組について、食材費、送料、広告宣伝費等を民間団体等を通じて支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新たな販路開拓を促進するための取組を支援</p>	<p>【国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業】</p> <p>以下の取組について<u>食材費、送料、広告宣伝費等</u>を支援。</p> <p>①消費者向けの新たな販路開拓 (<u>インターネット販売</u>)</p> <p>②<u>テイクアウト・デリバリー</u>等を活用した新たな販路開拓</p> <p>③<u>創意工夫</u>による継続的な販路開拓</p> <p>④<u>学校給食や子ども食堂等</u>への食材提供</p> <p>※ 品目については、対象の限定はありませんが、需要減少等の影響を受けている場合に対象となります。</p>	<p>○事業実施主体 (事務局) : 民間団体等</p> <p>○事業実施者 (支援対象) : 生産者、民間団体(卸売事業者、加工業者等)、地方公共団体の協議会等</p> <p>○補助率 : ①定額、1/2以内 ②1/2以内 ③1/2以内 ④定額</p>	<p>○大臣官房政策課 TEL : 03-6744-2089</p> <p>○販路新規開拓事業事務局 TEL : 0570-047077</p> <p>もっと知りたい</p> <p>公募に関する情報</p>

(2) 国産農林水産物等の一時保管・販売を促進したい(1/2)

新型コロナウイルス感染症の影響による需要減に相当する15万トンの米穀について、集荷団体と実需者等が連携して行う長期計画的な保管、中食・外食事業者等への販売促進や子ども食堂等への提供を支援します。

対象品目	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
米穀	<p>【コロナ影響緩和特別対策】</p> <p>以下の取組について支援。</p> <p>①集荷団体と実需等が市場に影響を与えないように連携して行う、<u>長期計画的な販売に伴う保管に係る経費等</u></p> <p>②<u>中食・外食事業者等</u>に対し、<u>市場に影響を与えないように行う販売促進の取組に係る米の販売代金等の経費</u></p> <p>③<u>子ども食堂・子ども宅食等</u>に対し、<u>米を提供する取組</u>を支援</p>	<p>○事業実施主体（事務局） ：民間団体等</p> <p>○事業実施者（支援対象） ：米穀周年供給・需要拡大支援事業に基づき長期計画的な販売に取り組んでいる集荷団体</p> <p>○補助率：①定額、②1/2以内、③定額</p>	<p>○農産局農産政策部 企画課 TEL：03-6738-8973</p>

(2) 国産農林水産物等の一時保管・販売を促進したい(2/2)

インバウンド需要・外食需要の減少や輸出の停滞等により、在庫が増加して滞留する等の影響が生じている農林水産物等の販売や利用の促進への取組を支援します。

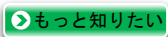
対象品目	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
和牛肉	<p>【和牛肉保管在庫支援緊急対策事業（ALIC事業）】</p> <p>販売促進計画を作成した食肉卸売業者に対して、<u>保管経費の支援及び同計画に基づく販売実績に応じた奨励金の交付。</u></p>	<p>○支援対象：食肉卸売事業者</p> <p>○補助率：定額</p> <p>○事業実施主体：食肉事業者団体</p>	<p>○畜産局食肉鶏卵課</p> <p>TEL：03-3502-5989</p> <p>▶もっと知りたい ▶実施要綱</p> <p>▶紹介動画</p>

漁業者団体等が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける水産物の在庫の滞留を踏まえ、滞留する魚種を買取・冷凍保管（＝調整保管）する際の買取資金、保管料、運搬料等を支援します。

対象品目	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
水産物	<p>【特定水産物供給平準化事業】</p> <p>以下の取組について支援。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受ける水産物を、<u>漁業者団体等※が買い取り、保管するために必要な資金を金融機関から借り入れる場合に、金利相当分に対して助成（無利子化）</u></p> <p>※全漁連、全水加工連、県レベルの団体等</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の収束後、保管していた水産物を<u>順次放出するまでの期間の調整保管に要する保管料、入出庫料、加工料、運搬料</u>を助成</p>	<p>○支援対象：漁業者団体等</p> <p>○補助率：定額、対象経費の2/3</p> <p>○事業実施主体：（公財）水産物安定供給推進機構</p>	<p>○水産庁加工流通課</p> <p>TEL：03-6744-2350</p> <p>▶もっと知りたい</p>

(3) 飲食業の需要を喚起したい

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により甚大な影響を受けている飲食業の需要喚起に向け、プレミアム付き食事券の発行等を実施します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
飲食店の需要喚起	<p>【Go To Eatキャンペーン】</p> <p>期間限定の官民一体型需要喚起キャンペーン「Go To キャンペーン」の一環として、<u>プレミアム付食事券の発行等</u>を実施。</p> <p>※ 令和3年12月迄としていた事業期限を、令和4年のゴールデンウィーク頃までを基本として延長予定。</p>	<p>○支援対象：民間事業者 （食事券発行事業者）</p> <p>○補助率：委託等</p> <p>○事業実施主体：民間事業者</p>	<p>○大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 TEL：03-6744-2053 E-mail： gaishoku@maff.go.jp</p> <p></p>

(4) 子ども食堂等に食品を提供したい(1/2)

食品の受入れ・提供を拡大するフードバンクを支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>フードバンクにおける食品の受入れ・提供体制整備への支援</p>	<p>【フードバンク支援緊急対策事業】 フードバンクに対して、<u>子ども食堂等向けの食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費</u>を支援。 ①<u>運搬用車両、一時保管用倉庫</u>（冷蔵庫・冷凍庫を含む）、<u>入出庫管理機器等の賃借料</u> ②<u>食品の輸配送費</u></p>	<p>○支援対象：フードバンク ○補助率：定額 ○補助上限額：500万円</p>	<p>○大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 TEL:03-6744-2066</p>
<p>新たな販路開拓を促進するための取組を支援</p>	<p>【国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業】(再掲) <u>子ども食堂等への食材提供に係る食材費等</u>の支援。 ※ 品目については、対象の限定はありませんが、需要減少等の影響を受けている場合に対象となります。</p>	<p>○事業実施主体（事務局）： 民間団体等 ○事業実施者（支援対象）： 生産者、民間団体(卸売事業者、加工業者等)、地方公共団体の協議会等 ○補助率：定額</p>	<p>○大臣官房政策課 TEL：03-6744-2089 ○販路新規開拓事業事務局 TEL：0570-047077</p> <p>もっと知りたい 公募に関する情報</p>

(4) 子ども食堂等に食品を提供したい(2/2)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
子ども食堂及び子ども宅食への政府備蓄米の無償交付	<p>【政府備蓄米の無償交付】</p> <p>従来より政府備蓄米を活用して学校給食を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、<u>子ども食堂や子ども宅食における食育の一環としてごはん食の推進を支援。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ごはん食を提供する食事提供団体（子ども食堂）に、1申請当たり120kgを上限に交付 ○子育て家庭に政府備蓄米等を直接配付する団体（子ども宅食）に、1申請当たり300kgを上限に交付 	<p>○農産局穀物課 TEL:03-3502-7950</p> <p>▶もっと知りたい</p>

(5) 生鮮食品等の安定供給機能を確保したい

ポストコロナ下での我が国経済の再生と社会情勢や需要の変化を見据え、卸売市場や食品卸団体等が取り組む生鮮食品等の安定供給機能を確保するサプライチェーンの改善・強化等を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>生鮮食品等の安定供給機能を確保するサプライチェーンの改善・強化等を支援</p>	<p>【ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業】</p> <p>以下の取組について支援。</p> <p>①卸売市場、食品卸団体等が感染リスクを考慮し、生鮮食品等の安定供給を継続的に行うための<u>非接触型等の効率的、省力的な業務運営（RPA、EDI、キャッシュレス化の推進等）の導入を支援</u></p> <p>②消費者のニーズの変化に対応した需要を獲得するための<u>新商品・サービスの開発や、販売先の多様化・拡大等の市場流通の活性化の取組を支援</u></p> <p>※RPA・・・人間がコンピュータ上で行っている定型作業を自動化すること。</p> <p>※EDI・・・受発注・出荷・請求・支払などの各種取引データを通信回線を通じて、企業間でやり取りする取組のこと。</p>	<p>○支援対象 ：民間団体等、卸売市場関係団体、食品卸団体</p> <p>○補助率：定額、1/2以内</p>	<p>○大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課 TEL:03-3502-8237</p> <p>もっと知りたい</p>

(6) 価格下落に対して経営の安定を図りたい

野菜価格が著しく低落した場合に必要な資金を追加するとともに、生産者負担金の納付猶予を行います。また、収入が減少した農業者の収入減少を補てんするとともに、農業者が営農再開に向けた運転資金等を得られるよう、無利子のつなぎ融資を行います。

さらに、魚価の下落等により収入が減少した漁業者の収入減少を補てんするとともに、自己積立金の仮払い・積立猶予を行います。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
市場価格の低下により収入減少した農業者の経営支援	<p>【農業経営収入保険事業】</p> <p>①収入が減少した農業者の経営を支えるため、収入減少を補てん</p> <p>②事実上の保険金の前払いである無利子のつなぎ融資を実施</p>	<p>○支援対象：農業者</p> <p>○保険料負担割合： ：農業者と国の保険料の負担割合は1:1、積立金負担割合は1:3</p> <p>○事業実施主体： ：全国農業共済組合連合会</p>	<p>○経営局保険課 TEL：03-6744-2174</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p> <p>紹介動画</p>
野菜の価格下落に対する支援	<p>【野菜価格安定対策事業】</p> <p>①野菜価格の下落により収入が減少した農業者の経営を支えるため、野菜価格安定対策事業の資金を追加</p> <p>②登録出荷団体等（JA等）の負担金の納付を猶予</p>	<p>○支援対象：生産者等</p> <p>○事業実施主体： ：(独)農畜産業振興機構(ALIC)</p>	<p>○農産局園芸作物課 TEL：03-3502-5961</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援	<p>【漁業収入安定対策事業】</p> <p>①収入が減少した漁業者の経営を支えるため、収入減少を補てん</p> <p>②漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予</p>	<p>○支援対象：漁業者</p> <p>○積立金負担割合： ：漁業者と国の積立金の負担割合は1:3</p> <p>○事業実施主体： ：全国漁業共済組合連合会</p>	<p>○水産庁 漁業保険管理官 TEL：03-6744-2356</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p>

(7) 経営維持・再建のための資金繰りを確保したい(1/3)

農林漁業者の資金繰りに支障が生じないように、金融機関に対する適時・適切な貸出、担保徴求の弾力化等の対応の要請、農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の**実質無利子化・無担保化の措置**、また、**食品関連事業者の債務保証に必要な資金の支援**を実施します。

農林水産業

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等	
経営再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	資金繰りや施設整備のための資金について、 貸付当初5年間実質無利子化	(農業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金 (林業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金 (漁業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、漁業経営改善支援資金、農林漁業施設資金	公庫	○農業者向け 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 ○林業者向け 林野庁企画課 TEL：03-3502-8037
	※林業者向けのうち、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金は、貸付当初10年間実質無利子			
	農：農業経営基盤強化資金 利子助成金等交付事業 林：林業施設整備等利子助成事業 水：漁業経営基盤強化金融支援事業	(農業者等向け) 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金 (林業者向け) 林業者向け民間借換資金 (漁業者等向け) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金	農協・漁協等民間金融機関	○漁業者向け 水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2347
民間資金の借入れについて、農業信用基金協会等による債務保証の 当初5年間の保証料免除	農：農業信用保証保険基盤強化事業 林：林業信用保証事業 水：漁業者保証円滑化対策事業	(農業者等向け) 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金 (林業者等向け) 林業者等向け民間資金(借換資金含む) (漁業者等向け) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、漁業者向け民間資金(借換資金含む)	農協・漁協等民間金融機関	

(7) 経営維持・再建のための資金繰りを確保したい (2/3)

農林水産業

支援分野	支援の内容	支援対象等		担当及び問合せ先等
<p>経営再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置</p>	<p>資金繰りのための資金について、実質無担保等による貸付及び債務保証を措置</p> <p>農：日本公庫資金円滑化貸付事業 農業信用保証保険基盤強化事業 林：林業関係資金融資円滑化事業 林業信用保証事業 水：漁業経営改善支援資金融資推進事業 漁業者保証円滑化対策事業</p>	<p>(農業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金 (林業者向け) 農林漁業セーフティネット資金 (漁業者向け) 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>(農業者等向け) 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金に対する債務保証 (林業者等向け) 林業者等向け民間資金(借換資金含む)に対する債務保証 (漁業者等向け) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、漁業者向け民間資金(借換資金含む)に対する債務保証</p>	<p>公庫</p> <p>農協・漁協等民間金融機関</p>	<p>○農業者向け 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726</p> <p>○林業者向け 林野庁企画課 TEL：03-3502-8037</p> <p>○漁業者向け 水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2347</p>
<p>関係金融機関へ新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予を要請</p>				

(7) 経営維持・再建のための資金繰りを確保したい (3 / 3)

食品関連事業

支援内容	対応事業等	支援対象等	担当及び問合せ先等
債務保証に必要な資金を措置	<p>【中堅外食事業者資金融通円滑化事業】</p> <p><u>債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済</u>により中堅・大手外食事業者を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象 ：中堅・大手外食事業者 ○支援内容 ：債務保証・代位弁済 ○事業実施主体 ：(一社)日本フードサービス協会 	<ul style="list-style-type: none"> ○大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 TEL：03-6744-2053 E-mail： gaishoku@maff.go.jp <p style="text-align: right;"> ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 </p>
	<p>【中小食品流通事業者の信用力強化事業】</p> <p><u>債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済</u>により中小食品流通事業者等を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象 ：中小食品流通事業者等 ○支援内容 ：債務保証・代位弁済 ○事業実施主体 ：(公財)食品等流通合理化促進機構 	<ul style="list-style-type: none"> ○大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課 TEL：03-3502-8267 <p style="text-align: right;"> ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 </p> <p style="text-align: right;"> ▶もっと知りたい (外部リンク) </p>

(8) 生産現場で労働力を確保したい(1/2)

入国規制による外国人材の不足等への対応に向け、労働力の確保や農業生産を支える人材の育成に向けた取組を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	<p>【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：経営体等 ○補助率：定額 ○事業実施主体：全国農業会議所 	<p>○経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p>
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	<p>【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、<u>情報発信等に必要経費</u>を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：経営体等 ○補助率：対象経費の1/2 ○事業実施主体：全国農業会議所 	

(8) 生産現場で労働力を確保したい (2 / 2)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
漁業・水産加工業者における労働力の確保を支援	<p>【水産業労働力確保緊急支援事業】</p> <p>①人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が<u>作業経験者等を雇用する際の掛り増し賃金、保険料、宿泊費</u>を支援</p> <p>②遠洋漁船における<u>外国人船員の継続雇用等に要する掛り増し経費</u>や、<u>外国人船員を現地において配乗する際の経費</u>を支援</p>	<p>○支援対象 ：漁業者、水産加工業者</p> <p>○補助率 ：漁業・水産加工業の経営体が雇用する際の掛り増し賃金（上限500円/時）、保険料、宿泊費は定額、遠洋漁船の外国人船員を継続雇用する又は外国人船員を現地において配乗する際の掛り増し経費は1/2</p> <p>○事業実施主体 ：①全国水産加工業協同組合連合会、 ②（一社）大日本水産会</p>	<p>○漁業者向け 水産庁企画課 TEL：03-6744-2340</p> <p>○水産加工業者向け 水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2349</p> <p>○遠洋漁船向け 水産庁国際課 TEL：03-6744-2364</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p> <p>公募に関する情報（参考）</p>

(9) 農林水産物・食品の輸出を維持・促進したい

マーケットインの発想の下、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で設定された重点品目及びターゲット国・地域を対象に、JETROによるビジネスマッチングや、コメ・コメ加工品の海外需要の開拓等を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
重点品目及びターゲット国・地域を対象とした海外販路開拓に必要な商談・プロモーション等への支援	<p>【マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業等】</p> <p>① <u>JETROによる</u>、海外見本市への出展、サンプル展示ショールームの設置等、輸出事業者のサポートを強化</p> <p>② 新たな需要創出が期待できる取組も含めて、分野・テーマ別に集中実施する <u>民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組</u>を支援</p> <p>③ 現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した <u>日本産食材等の販路拡大</u>等の取組を支援</p>	<p>≪①、③の支援≫</p> <p>○支援対象：JETRO・民間事業者等</p> <p>○補助率：定額</p> <p>○事業実施主体：JETRO</p> <p>≪②の支援≫</p> <p>○支援対象：JETRO・民間事業者等</p> <p>○補助率：定額、 対象経費の1/2以内</p> <p>○事業実施主体：民間事業者等</p>	<p>○輸出・国際局 輸出企画課 TEL：03-6744-1502</p> <p>もっと知りたい</p>
コメ・コメ加工品の輸出拡大の取組を支援	<p>【コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業】</p> <p>戦略的輸出事業者と産地が連携して取り組む <u>日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーション</u>を支援</p>	<p>○支援対象：民間団体等、 民間事業者等</p> <p>○補助率 ：定額、対象経費の1/2、2/3以内</p> <p>○事業実施主体：民間団体等</p>	<p>○農産局農産政策部 企画課 TEL：03-6738-6069 E-mail： kome_yusyutu@maff.go.jp</p> <p>もっと知りたい</p>

(10) 畜産・酪農の事業を継続したい (1 / 2)

肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用や肉用牛肥育生産におけるコスト低減等の取組、在庫が高水準にある脱脂粉乳・バターの需要拡大を支援するほか、新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等の事業継続のための代替要員の派遣等を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用への支援	<p>【肉用子牛流通円滑化緊急対策事業（ALIC事業）】</p> <p>計画に基づいて肉用子牛の出荷時期の調整を行う場合、<u>計画出荷に伴う追加経費</u>を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：畜産農家 ○補助率：定額 ○事業実施主体：生産者団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ○畜産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989 <p> ▶もっと知りたい ▶実施要綱 ▶紹介動画 </p>
在庫が高水準な脱脂粉乳・バターの需要拡大を図るための取組を支援	<p>【肥育牛経営改善等緊急対策のうち国産乳製品需要拡大緊急対策事業】※乳業者向け支援</p> <p>乳業者団体等が国産需要の拡大を図るため、<u>新たな業務用需要に対して脱脂粉乳・バターを活用する取組</u>を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：乳業者 ○補助率：1/2以内 ○事業実施主体：乳業者団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ○畜産局牛乳乳製品課 TEL：03-6744-2128 <p> ▶もっと知りたい ▶実施要綱 ▶実施要綱（別添） </p>

(10) 畜産・酪農の事業を継続したい (2 / 2)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援</p>	<p>【発生畜産農場等経営継続対策事業（ALIC事業）】 以下の取組について支援。 ①発生農場の事業継続のための代替要員(酪農ヘルパーを含む)等の派遣 ②発生農場の事業継続を図るため、その家畜を<u>公共牧場等に緊急避難させるための経費</u> ③発生農場の清浄化や感染拡大防止のための<u>消毒等に係る経費</u> ④乳業工場の処理能力の低下等により<u>出荷できなくなった生乳に対して支援</u></p>	<p>○支援対象 : 生産者集団等 ○補助率：定額 ○事業実施主体 : 民間団体</p>	<p>《乳用牛：①～④の事業》 ○畜産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988</p> <p>《肉用牛：①～③の事業》 ○畜産局企画課 TEL：03-3502-0874</p> <p>《豚、家きん：①、③の事業》 ○畜産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656</p> <p>《飼料生産組織：①、③の事業》 ○畜産局飼料課 TEL：03-3502-5993</p> <p style="text-align: right;"> もっと知りたい 実施要綱 (別添)乳用牛 (別添)肉用牛 (別添)養豚 (別添)家きん (別添)飼料生産組織 </p>

(11) 加工用・業務用の野菜等を安定供給したい（利用したい）

輸入農畜産物から国産農畜産物への切り替えや新たな需要に対応した品目への切り替え、これに伴う継続的・安定的な供給を図るための体制整備、また、加工用・業務用の野菜等の安定供給や利用する際の取組を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
新たな需要に対応した品目に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援読んだら	<p>【産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）】</p> <p>収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、新たな需要に対応した品目への切替等を図るための高性能な農業機械のリース導入・取得や、農産物処理加工施設等の整備等を支援</p>	<p>○支援対象（事業実施主体） ：農業者の組織する団体等</p> <p>○補助率：定額、1/2以内等</p>	<p>○農産局総務課 生産推進室 TEL：03-3502-5945</p> <p>もっと知りたい</p>
	<p>【産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化】</p> <p>生産構造等の変化の下での農産物の安定供給や新市場の獲得に取り組む事業者に対し、新たな需要に対応した品目への切替等を図るための高性能な農業機械のリース導入・取得や、農産物処理加工施設等の整備等を支援</p>	<p>○支援対象（事業実施主体） ：農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>○補助率：定額、1/2以内</p>	<p>○農産局総務課 生産推進室 TEL：03-3502-5945</p> <p>もっと知りたい</p>
	<p>【産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策のうち園芸作物等の先導的取組支援）】</p> <p>果樹、野菜、花き、茶について、需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援</p>	<p>○支援対象（事業実施主体） ：農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>○補助率：定額、1/2以内</p>	<p>○農産局園芸作物課 TEL：03-6744-2113 果樹・茶グループ TEL：03-6744-2117</p> <p>もっと知りたい</p>

(12) 主食用米・酒造好適米を安定供給したい

新型コロナウイルスの影響等による需要減退の状況等を踏まえ、
長期計画的に販売することとした主食用米・酒造好適米の保管経費を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
主食用米・酒造好適米の保管経費に対する支援	<p>【米穀周年供給・需要拡大支援事業】</p> <p><u>主食用米・酒造好適米</u>について、長期計画的な販売の取組を行う産地に対し、保管経費を支援</p>	<p>○支援対象：集荷業者・団体</p> <p>○補助率：定額（1/2相当）</p> <p>※一部の取組については3/4相当</p> <p>○事業実施主体：集荷業者・団体</p>	<p>○農産局農産政策部 企画課</p> <p>TEL：03-6738-8974</p> <p>▶もっと知りたい</p>

(13) 漁場の保全のための活動を行いたい

漁業者や漁船による漁場の保全活動や水産資源調査の取組を支援し、資源管理の取組強化と漁場生産力の向上を図ります。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
漁場の保全活動や水産資源調査の取組を支援	<p>【資源・漁場保全緊急支援事業】</p> <p>休漁を余儀なくされている漁業者が行う、漁場の耕うん・清掃等の漁場保全活動や海洋環境調査・モニタリング、試験操業による資源の分布情報や生物サンプルの収集など<u>資源評価や管理手法の検討に資するものを支援</u></p>	<p>○支援対象：漁業者団体等</p> <p>○補助率</p> <p>：漁船による漁場の耕うん・清掃 （例：6万円/隻・日）、 藻場におけるウニ駆除等 （例：1万円/人・日）、 海水温の観測等の資源調査 （例：6万円/隻・日）</p> <p>○事業実施主体：民間団体</p>	<p>○水産庁</p> <p>漁場資源課 TEL:03-6744-2380</p> <p>栽培養殖課 TEL:03-3502-0895</p> <p>計画課 TEL:03-3501-3082</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>

(1) 事業を継続していきたい (1 / 4)

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1092 264 1561 771"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超 ～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超 ～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>経済産業省</p>	<p>○事業復活支援金事務局</p> <p>TEL：0120-789-140</p> <p>※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>もっと知りたい</p> <p>申請はこちら</p>
	売上高減少率																					
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																				
個人事業者	50万円	30万円																				
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																			
	年間売上高(注) 1億円超 ～5億円以下	150万円	90万円																			
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																			

(1) 事業を継続していきたい (2 / 4)

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金(緊急事態宣言特別枠)】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある。</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p style="text-align: right;">▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： <u>従業員数5人以下 500万円</u> <u>6～20人 1,000万円</u> <u>21人以上 1,500万円</u></p> <p>○補助率： <u>中小企業 3/4</u> <u>中堅企業 2/3</u></p> <p>≪補助対象経費の例≫ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンター TEL：0570-012-088 : 03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p style="text-align: right;">▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

(1) 事業を継続していきたい (3 / 4)

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>感染リスクを低減するための換気設備等の導入を支援</p>	<p>【大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業】</p> <p>中小企業等を対象とし、高機能換気設備（全熱交換器）及び同時に導入する空調設備の導入費用を支援</p> <p>※ 高機能換気設備（全熱交換器）の導入は必須であり、同時に導入する空調設備の補助上限は換気設備の補助上限と同額</p>	<p>○補助上限 ：高機能換気設備及び同時に導入する空調設備 それぞれで1,000万円</p> <p>○補助率：1/2</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については環境省にご確認ください。</p>	<p>環境省</p>	<p>○一般社団法人 静岡県環境資源協会 TEL：054-903-8318</p> <p>▶もっと知りたい</p>
<p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】</p> <p>中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円</p> <p>○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス 枠 2/3</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 (土日祝日を除く)</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>

(1) 事業を継続していきたい (4 / 4)

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>新たな販路を開拓するための支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（持続化補助）】</p> <p>小規模事業者等の<u>販路開拓等のための取組み</u>を支援。</p> <p>※ 感染症リスク型ビジネス枠の申請には、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限 ：50万円 (創業事業者は100万円)</p> <p>○補助率 ：通常枠 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠 3/4</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○通常枠 全国商工会連合会 TEL：03-6670-2540 日本商工会議所 TEL：03-6747-4602</p> <p>○低感染リスク型ビジネス枠) TEL：03-6837-5929</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ リーフレット</p>
<p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】</p> <p>中小企業・小規模事業者等の<u>ITツール導入による業務効率化等</u>を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円</p> <p>※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円</p> <p>○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠 2/3</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424</p> <p>※ 9:30～17:30 (土日祝日を除く)</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

(2) 従業員の雇用を維持したい (1 / 2)

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】</p> <p>以下の条件を満たす全業種の事業主</p> <p>(1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。</p> <p>(2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。</p> <p>(3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】</p> <p>事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。</p> <p>学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1087 338 1561 697"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額</p> <p>※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率</p> <p>※教育訓練をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算 <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>厚生労働省</p>	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター</p> <p>TEL：0120-60-3999</p> <p>※ 9:00～21:00</p> <p>（土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p>▶もっと知りたい（農業経営者の皆様へ）</p> <p>▶もっと知りたい（林業経営者の皆様へ）</p> <p>▶もっと知りたい（漁業経営者の皆様へ）</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																							
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																							
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																							
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																							
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																							

(2) 従業員の雇用を維持したい (2 / 2)

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】</p> <p>臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については 令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 ：<u>休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u></p> <p>（令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり助成額上限 ：13,500円）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円 ※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必要。</p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】</p> <p>小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u>（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり ※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日 ・ 1日当たり：6,750円（定額））</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額） ※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

(3) 人材を確保したい

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>外国人技能実習生等の雇用支援</p>	<p>【技能実習生等に対する雇用維持支援の活用】 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、<u>実習の継続困難になった技能実習生・特定技能外国人等の再就職を支援。</u> また、技能実習生等が来日できず、<u>人材確保に困難を来している分野への就労を促進。</u></p>	<p>○付与される在留資格 : 特定活動(就労可能)</p> <p>○在留期間 : 最大1年 ※本措置で1年間在留した方であっても、帰国が困難な場合には、最長6カ月間の範囲で在留期間の延長が可能</p> <p>○要件 : 申請人の報酬額や特定技能外国人の意向などの要件あり</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については出入国在留管理庁にご確認ください。</p>	<p>出入国在留管理庁</p>	<p>もっと知りたい</p>

(4) 地域経済への支援

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>地方公共団体によるきめ細やかな支援</p>	<p>【地方創生臨時交付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応、飲食店への営業時間短縮要請等による協力金の支払い対応等、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業。</p> <p>このうち、営業時間短縮の要請等に伴う協力金を支援する「協力要請推進交付金」については、企業の規模並びに1日の飲食業売上高または売上高減少額の多寡に応じて交付単価を区分。</p> <p>具体的には、</p> <p>①売上高7.5万円以下：3万円、 同7.5～25万円：売上高の4割、 同25万円超：10万円</p> <p>②売上高減少額50万円以下：減少額の4割、 同50万円超：20万円</p> <p>※①の売上高方式は中小企業のみ選択可</p>	<p>○地方公共団体が作成した実施計画に記載された、</p> <p>①国庫補助事業の地方負担分</p> <p>②コロナ対策関連の地方単独事業</p> <p>に対して、交付限度額の範囲内で交付金を交付。</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については内閣府にご確認ください。</p>	<p>内閣府</p>	<p>もっと知りたい</p>

(5) 労働者（被雇用者）が活用できる支援

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等																		
<p>休業した労働者への支援</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった労働者に対して支給。</p> <p>（令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌日の末日までの休業に適用）</p> <p>※ 大企業のシフト労働者等も対象となる場合がある。</p>	<p>○支給率、支給上限</p> <table border="1" data-bbox="1087 379 1559 772"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1～3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>8割 9,900円</td> <td>8割 8,265円</td> </tr> <tr> <td>特例 (注)</td> <td>8割 11,000円</td> <td>8割 11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>8割 9,900円</td> <td>8割 8,265円</td> </tr> <tr> <td>特例 (注)</td> <td>8割 11,000円</td> <td>8割 11,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が支給率、下段が支給上限金額 ※大企業はシフト制労働者のみ対象</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する企業の労働者については、11,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1～3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円	特例 (注)	8割 11,000円	8割 11,000円	大企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円	特例 (注)	8割 11,000円	8割 11,000円	<p>厚生労働省</p>	<p>○厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 受付時間 ：（月曜～金曜） 8:30～20:00 ：（土日祝） 8:30～17:15</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1～3月 (予定)																			
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円																			
	特例 (注)	8割 11,000円	8割 11,000円																			
大企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円																			
	特例 (注)	8割 11,000円	8割 11,000円																			

野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（1／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
野菜の価格下落に対する支援	<p>【野菜価格安定対策事業】</p> <p>①野菜価格の下落により収入が減少した農業者の経営を支えるため、<u>野菜価格安定対策事業の資金を追加。</u></p> <p>②<u>登録出荷団体等（JA等）の負担金の納付を猶予。</u></p>	<p>○支援対象：生産者等</p> <p>○事業実施主体： ：(独)農畜産業振興機構(ALIC)</p>	<p>○農産局園芸作物課 TEL：03-3502-5961</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
金融支援	<p>農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の<u>実質無利子化・無担保化等を措置。</u></p>	<p>○支援対象： ：農業者、集落営農組織</p> <p>○融資機関： ：日本政策金融公庫、 農協等民間金融機関等</p>	<p>○経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726</p>
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	<p>【農業労働力確保緊急支援事業】</p> <p>農業経験者等の<u>代替人材が援農する際の掛かり増し経費等</u>を支援。</p>	<p>○支援対象：経営体等</p> <p>○補助率：定額</p> <p>○事業実施主体：全国農業会議所</p>	<p>○経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p>
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	<p>【農業労働力確保緊急支援事業】</p> <p>人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、<u>情報発信等に必要経費</u>を支援。</p>	<p>○支援対象：経営体等</p> <p>○補助率：対象経費の1/2</p> <p>○事業実施主体：全国農業会議所</p>	

野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（2／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
新たな需要に対応した品目に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援	<p>【産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）】</p> <p>収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、新たな需要に対応した品目への切替等を図るための<u>高性能な農業機械のリース導入・取得や、農産物処理加工施設等の整備等</u>を支援</p>	<p>○支援対象（事業実施主体） ：農業者の組織する団体等</p> <p>○補助率：定額、1/2以内等</p>	<p>○農産局総務課 生産推進室 TEL：03-3502-5945</p> <p>もっと知りたい</p>
	<p>【産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策のうち園芸作物等の先導的取組支援）】</p> <p>果樹、野菜、花き、茶について、需要の変化に対応した<u>新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等</u>の競争力を強化し産地を先導する取組を支援</p>	<p>○支援対象（事業実施主体） ：農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>○補助率：定額、1/2以内</p>	<p>○農産局園芸作物課 TEL：03-6744-2113 果樹・茶グループ TEL：03-6744-2117</p> <p>もっと知りたい</p>


野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（3／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>◀補助対象経費の例▶ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>																		

野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（4／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
<p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（5／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（6／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 : $\frac{\text{休暇中に支払った賃金相当額}}{10} \times 10/10$ 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり助成額上限 : 13,500円</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり</p> <p>※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日 ・ 1日当たり : 6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

肉用牛生産者が活用できる支援（1／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の <u>実質無利子化・無担保化等を措置</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象 ：農業者、集落営農組織 ○融資機関 ：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	<p>【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の<u>代替人材が援農する際の掛かり増し経費等</u>を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：経営体等 ○補助率：定額 ○事業実施主体：全国農業会議所 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469 <p style="text-align: right;"> ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 </p>
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	<p>【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、<u>情報発信等に必要経費</u>を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：経営体等 ○補助率：対象経費の1/2 ○事業実施主体：全国農業会議所 	
肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用への支援	<p>【肉用子牛流通円滑化緊急対策事業（ALIC事業）】 計画に基づいて肉用子牛の出荷時期の調整を行う場合、<u>計画出荷に伴う追加経費</u>を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：畜産農家 ○補助率：定額 ○事業実施主体：生産者団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ○畜産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989 <p style="text-align: right;"> ▶もっと知りたい ▶実施要綱 ▶紹介動画 </p>

肉用牛生産者が活用できる支援（2／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援	<p>【発生畜産農場等経営継続対策事業（ALIC事業）】 以下の取組について支援。</p> <p>①発生農場の事業継続のための代替要員(酪農ヘルパーを含む)等の派遣</p> <p>②発生農場の事業継続を図るため、その家畜を<u>公共牧場等に緊急避難させるための経費</u></p> <p>③発生農場の清浄化や感染拡大防止のための<u>消毒等に係る経費</u></p>	<p>○支援対象 : 生産者集団等</p> <p>○補助率：定額</p> <p>○事業実施主体 : 民間団体</p>	<p>○畜産局企画課 TEL：03-3502-0874</p> <p>もっと知りたい 実施要綱</p> <p>(別添)肉用牛</p>


肉用牛生産者が活用できる支援（3／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>もっと知りたい</p> <p>申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>≪補助対象経費の例≫ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>申請はこちら</p>																		

肉用牛生産者が活用できる支援（4／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
<p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

肉用牛生産者が活用できる支援（5／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

肉用牛生産者が活用できる支援（6／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 ：<u>休暇中に支払った賃金相当額</u> × 10/10 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇</p> <p>・ 1日当たり助成額上限 ：13,500円</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり</p> <p>※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日</p> <p>・ 1日当たり：6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

酪農生産者が活用できる支援（1／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の <u>実質無利子化・無担保化等を措置</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象 ：農業者、集落営農組織 ○融資機関 ：日本政策金融公庫、 農協等民間金融機関等 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	<p>【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の<u>代替人材が援農する際の掛かり増し経費等</u>を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：経営体等 ○補助率：定額 ○事業実施主体：全国農業会議所 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> ▶ もっと知りたい ▶ 実施要綱・要領 </div>
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	<p>【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域の J A 等が取り組む、<u>情報発信等に必要経費</u>を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：経営体等 ○補助率：対象経費の1/2 ○事業実施主体：全国農業会議所 	

酪農生産者が活用できる支援（2／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援	<p>【発生畜産農場等経営継続対策事業（ALIC事業）】 以下の取組について支援。</p> <p>①発生農場の事業継続のための代替要員(酪農ヘルパーを含む)等の派遣</p> <p>②発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費</p> <p>③発生農場の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費</p> <p>④乳業工場の処理能力の低下等により出荷できなくなった生乳に対して支援</p>	<p>○支援対象 : 生産者集団等</p> <p>○補助率：定額</p> <p>○事業実施主体 : 民間団体</p>	<p>○畜産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988</p> <p>もっと知りたい 実施要綱</p> <p>(別添)乳用牛</p>


酪農生産者が活用できる支援（3／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>◀補助対象経費の例▶ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>																		

酪農生産者が活用できる支援（4／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
<p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>



酪農生産者が活用できる支援（5／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

酪農生産者が活用できる支援（6／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 $\frac{\text{休暇中に支払った賃金相当額}}{\times 10/10}$ 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり助成額上限 $: 13,500\text{円}$</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり</p> <p>※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日 ・ 1日当たり：6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

その他畜産生産者等が活用できる支援（1／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の <u>実質無利子化・無担保化等を措置</u> 。	○支援対象 ：農業者、集落営農組織 ○融資機関 ：日本政策金融公庫、 農協等民間金融機関等	○経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の <u>代替人材が援農する際の掛かり増し経費等</u> を支援。	○支援対象：経営体等 ○補助率：定額 ○事業実施主体：全国農業会議所	○経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469  
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、 <u>情報発信等に必要経費</u> を支援。	○支援対象：経営体等 ○補助率：対象経費の1/2 ○事業実施主体：全国農業会議所	

その他畜産生産者等が活用できる支援（2／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援	<p>【発生畜産農場等経営継続対策事業（ALIC事業）】</p> <p>以下の取組について支援。</p> <p>①発生農場の事業継続のための代替要員等の派遣</p> <p>②養豚・家きん経営の発生農場や資料生産組織の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費</p>	<p>○支援対象 ：生産者集団等</p> <p>○補助率：定額</p> <p>○事業実施主体 ：民間団体</p>	<p>《豚、家きん》</p> <p>○畜産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656</p> <p>《飼料生産組織》</p> <p>○畜産局飼料課 TEL：03-3502-5993</p> <p>もっと知りたい 実施要綱</p> <p>(別添) 養豚</p> <p>(別添) 家きん</p> <p>(別添) 飼料生産組織</p>


その他畜産生産者等が活用できる支援（3／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>もっと知りたい 申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>《補助対象経費の例》 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>もっと知りたい 申請はこちら</p>																		

その他畜産生産者等が活用できる支援（4／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
<p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>



その他畜産生産者等が活用できる支援（5／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

その他畜産生産者等が活用できる支援（6／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 $\frac{\text{休暇中に支払った賃金相当額}}{\times 10/10}$ 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり助成額上限 $: 13,500\text{円}$</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり ※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 $\text{令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日}$ ・ 1日当たり：6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

米生産者が活用できる支援（1／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の <u>実質無利子化・無担保化等を措置</u> 。	○支援対象 ：農業者、集落営農組織 ○融資機関 ：日本政策金融公庫、 農協等民間金融機関等	○経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の <u>代替人材が援農する際の掛かり増し経費等</u> を支援。	○支援対象：経営体等 ○補助率：定額 ○事業実施主体：全国農業会議所	○経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469  
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、 <u>情報発信等に必要経費</u> を支援。	○支援対象：経営体等 ○補助率：対象経費の1/2 ○事業実施主体：全国農業会議所	

米生産者が活用できる支援（2／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新たな需要に対応した品目に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援</p>	<p>【産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）】 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、新たな需要に対応した品目への切替等を図るための高性能な農業機械のリース導入・取得や、農産物処理加工施設等の整備等を支援</p>	<p>○支援対象（事業実施主体） ：農業者の組織する団体等 ○補助率：定額、1/2以内等</p>	<p>○農産局総務課 生産推進室 TEL：03-3502-5945</p> <p style="text-align: right;">もっと知りたい</p>
<p>主食用米・酒造好適米の保管経費に対する支援</p>	<p>【米穀周年供給・需要拡大支援事業】 主食用米・酒造好適米について、長期計画的な販売の取組を行う産地に対し、保管経費を支援</p>	<p>○支援対象：集荷業者・団体 ○補助率：定額（1/2相当） ※一部の取組については 3/4相当 ○事業実施主体 ：集荷業者・団体</p>	<p>○農産局農産政策部 企画課 TEL：03-6738-8974</p> <p style="text-align: right;">もっと知りたい</p>


米生産者が活用できる支援（3／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>◀補助対象経費の例▶ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>																		

米生産者が活用できる支援（4／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
<p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

米生産者が活用できる支援（5 / 6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

米生産者が活用できる支援（6 / 6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 ：<u>休暇中に支払った賃金相当額</u> × 10/10 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇</p> <p>・ 1日当たり助成額上限 ：13,500円</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり</p> <p>※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日</p> <p>・ 1日当たり：6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

麦・豆類生産者が活用できる支援（1／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の <u>実質無利子化・無担保化等を措置</u> 。	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象 ：農業者、集落営農組織 ○融資機関 ：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	<p>【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の<u>代替人材が援農する際の掛かり増し経費等</u>を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：経営体等 ○補助率：定額 ○事業実施主体：全国農業会議所 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> ▶ もっと知りたい ▶ 実施要綱・要領 </div>
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	<p>【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域の J A 等が取り組む、<u>情報発信等に必要経費</u>を支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：経営体等 ○補助率：対象経費の1/2 ○事業実施主体：全国農業会議所 	

麦・豆類生産者が活用できる支援（2／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新たな需要に対応した品目に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援</p>	<p>【産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）】 収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、新たな需要に対応した品目への切替等を図るための高性能な農業機械のリース導入・取得や、農産物処理加工施設等の整備等を支援</p>	<p>○支援対象（事業実施主体） ：農業者の組織する団体等 ○補助率：定額、1/2以内等</p>	<p>○農産局総務課 生産推進室 TEL：03-3502-5945</p> <p style="text-align: right;">もっと知りたい</p>


表・豆類生産者が活用できる支援（3／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>◀補助対象経費の例▶ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>																		

麦・豆類生産者が活用できる支援（4／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
ITツール導入による業務効率化等を支援	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

麦・豆類生産者が活用できる支援（5／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

麦・豆類生産者が活用できる支援（6／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 ：<u>休暇中に支払った賃金相当額</u> × 10/10 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり助成額上限 ：13,500円</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり</p> <p>※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日 ・ 1日当たり：6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

林業・木材産業者が活用できる支援（1／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の <u>実質無利子化・無担保化等を措置</u>	○支援対象：林業者等 ○事業実施主体 ：（株）日本政策金融公庫、 全国木材協同組合連合会、 （独）農林漁業信用基金	○林野庁企画課 TEL：03-3502-8037

林業・木材産業者が活用できる支援（2／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>◀補助対象経費の例▶ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>																		

林業・木材産業者が活用できる支援（3／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 　：通常枠 中小 1/2、 　　　　　小規模 2/3 　：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
ITツール導入による業務効率化等を支援	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 　：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応タイプは、30～150万円 ○補助率 　：通常枠 中小 1/2 　：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>


林業・木材産業者が活用できる支援（4／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p>👉もっと知りたい（農業経営者の皆様へ）</p> <p>👉もっと知りたい（林業経営者の皆様へ）</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

林業・木材産業者が活用できる支援（5／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 ：<u>休暇中に支払った賃金相当額</u> × 10/10 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり助成額上限 ：13,500円</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり ※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日 ・ 1日当たり：6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

林業・木材産業者が活用できる支援（6／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>休業した労働者への支援</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、休業させられた中小企業の労働者のうち、<u>休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった労働者に対して支給。</u></p> <p>（令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌日の末日までの休業に適用）</p> <p>※ 大企業のシフト労働者等も対象となる場合がある。</p>	<p>○支給率、支給上限</p> <table border="1" data-bbox="1188 382 1659 772"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1～3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>8割 9,900円</td> <td>8割 8,265円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>8割 11,000円</td> <td>8割 11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>8割 9,900円</td> <td>8割 8,265円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>8割 11,000円</td> <td>8割 11,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が支給率、下段が支給上限金額 ※大企業はシフト制労働者のみ対象</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する企業の労働者については、11,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1～3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円	特例(注)	8割 11,000円	8割 11,000円	大企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円	特例(注)	8割 11,000円	8割 11,000円	<p>○厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 受付時間 ：（月曜～金曜） 8：30～20：00 ：（土日祝） 8：30～17：15</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1～3月 (予定)																		
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円																		
	特例(注)	8割 11,000円	8割 11,000円																		
大企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円																		
	特例(注)	8割 11,000円	8割 11,000円																		

漁業者・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（1／7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
水産物の一時保管に要する費用の支援	<p>【特定水産物供給平準化事業】 以下の取組について支援。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受ける水産物を、<u>漁業者団体等※が買い取り、保管するために必要な資金を金融機関から借り入れる場合に、金利相当分に対して助成（無利子化）</u></p> <p>※全漁連、全水加工連、県レベルの団体等</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の収束後、保管していた水産物を<u>順次放出するまでの期間の調整保管に要する保管料、入出庫料、加工料、運搬料を助成</u></p>	<p>○支援対象：漁業者団体等</p> <p>○補助率：定額、対象経費の2/3</p> <p>○事業実施主体：（公財）水産物安定供給推進機構</p>	<p>○水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2350</p> <p>もっと知りたい</p>
魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援	<p>【漁業収入安定対策事業】</p> <p>①収入が減少した漁業者の経営を支えるため、<u>収入減少を補てん</u></p> <p>②<u>漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予</u></p>	<p>○支援対象：漁業者</p> <p>○積立金負担割合 ：漁業者と国の積立金の負担割合は1:3</p> <p>○事業実施主体 ：全国漁業共済組合連合会</p>	<p>○水産庁 漁業保険管理官 TEL：03-6744-2356</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p>
金融支援	<p>農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の<u>実質無利子化・無担保化等を措置</u></p>	<p>支援対象：漁業者</p> <p>融資機関：日本政策金融公庫、漁協等民間金融機関</p>	<p>水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2347</p>

漁業者・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（2／7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>漁業・水産加工業者における労働力の確保を支援</p>	<p>【水産業労働力確保緊急支援事業】 ①人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が<u>作業経験者等を雇用する際の掛り増し賃金、保険料、宿泊費</u>を支援 ②遠洋漁船における<u>外国人船員の継続雇用等に要する掛り増し経費</u>や、<u>外国人船員を現地において配乗する際の経費</u>を支援</p>	<p>○支援対象 : 漁業者、水産加工業者 ○補助率 : 漁業・水産加工業の経営体が雇用する際の掛り増し賃金（上限500円/時）、保険料、宿泊費は定額、遠洋漁船の外国人船員を継続雇用する又は外国人船員を現地において配乗する際の掛り増し経費は1/2 ○事業実施主体 : ①全国水産加工業協同組合連合会、 ②（一社）大日本水産会</p>	<p>○漁業者向け 水産庁企画課 TEL：03-6744-2340 ○水産加工業者向け 水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2349 ○遠洋漁船向け 水産庁国際課 TEL：03-6744-2364 もっと知りたい 紹介動画 公募に関する情報（参考）</p>
<p>漁場の保全活動や水産資源調査の取組を支援</p>	<p>【資源・漁場保全緊急支援事業】 休漁を余儀なくされている漁業者が行う、漁場の耕うん・清掃等の漁場保全活動や海洋環境調査・モニタリング、試験操業による資源の分布情報や生物サンプルの収集など<u>資源評価や管理手法の検討に資するものを支援</u></p>	<p>○支援対象：漁業者団体等 ○補助率 : 漁船による漁場の耕うん・清掃（例：6万円/隻・日）、藻場におけるウニ駆除等（例：1万円/人・日）、海水温の観測等の資源調査（例：6万円/隻・日） ○事業実施主体：民間団体</p>	<p>○水産庁 漁場資源課 TEL:03-6744-2380 栽培養殖課 TEL:03-3502-0895 計画課 TEL:03-3501-3082 もっと知りたい 紹介動画</p>


漁業者・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（3／7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>◀補助対象経費の例▶ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>																		

漁業者・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（4／7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
<p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

漁業者・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（5／7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む） ※オンライン申請も可能</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、水産庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

漁業者・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（6／7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 $\frac{\text{休暇中に支払った賃金相当額}}{\times 10/10}$ 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり助成額上限 $: 13,500\text{円}$</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり ※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日 ・ 1日当たり：6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>▶もっと知りたい</p>

漁業者・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（7 / 7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>休業した労働者への支援</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、休業させられた中小企業の労働者のうち、<u>休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかつた労働者に対して支給。</u></p> <p>（令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌日の末日までの休業に適用）</p> <p>※ 大企業のシフト労働者等も対象となる場合がある。</p>	<p>○支給率、支給上限</p> <table border="1" data-bbox="1188 379 1659 772"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1～3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>8割 9,900円</td> <td>8割 8,265円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>8割 11,000円</td> <td>8割 11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>8割 9,900円</td> <td>8割 8,265円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>8割 11,000円</td> <td>8割 11,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が支給率、下段が支給上限金額 ※大企業はシフト制労働者のみ対象</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する企業の労働者については、11,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1～3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円	特例(注)	8割 11,000円	8割 11,000円	大企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円	特例(注)	8割 11,000円	8割 11,000円	<p>○厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 受付時間 ：（月曜～金曜） 8：30～20：00 ：（土日祝） 8：30～17：15</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1～3月 (予定)																		
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円																		
	特例(注)	8割 11,000円	8割 11,000円																		
大企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円																		
	特例(注)	8割 11,000円	8割 11,000円																		

外食事業者が活用できる支援（1／5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
飲食店の需要喚起	<p>【Go To Eatキャンペーン】 期間限定の官民一体型需要喚起キャンペーン「Go To キャンペーン」の一環として、<u>プレミアム付食事券の発行等</u>を実施。</p> <p>※ 令和3年12月迄としていた事業期限を、令和4年のゴールデンウィーク頃までを基本として延長予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：民間事業者（食事券発行事業者） ○補助率：委託等 ○事業実施主体：民間事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ○大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 TEL：03-6744-2053 E-mail： gaishoku@maff.go.jp <p style="text-align: right;">もっと知りたい</p>
債務保証に必要な資金を措置	<p>【中堅外食事業者資金融通円滑化事業】 <u>債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済</u>により中堅・大手外食事業者を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象：中堅・大手外食事業者 ○支援内容：債務保証・代位弁済 ○事業実施主体：(一社)日本フードサービス協会 	<ul style="list-style-type: none"> ○大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 TEL：03-6744-2053 E-mail： gaishoku@maff.go.jp <p style="text-align: right;"> もっと知りたい 実施要綱・要領 もっと知りたい 実施要綱・要領 </p>
感染リスクを低減するための換気設備等の導入を支援	<p>【大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業】 中小企業等を対象とし、高機能換気設備（全熱交換器）及び同時に導入する空調設備の導入費用を支援</p> <p>※ 高機能換気設備（全熱交換器）の導入は必須であり、同時に導入する空調設備の補助上限は換気設備の補助上限と同額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○補助上限：高機能換気設備及び同時に導入する空調設備それぞれで1,000万円 ○補助率：1/2 <p>※事業の要件や詳細の内容については環境省にご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一般社団法人 静岡県環境資源協会 TEL：054-903-8318


外食事業者が活用できる支援（2 / 5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>◀補助対象経費の例▶ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>																		

外食事業者が活用できる支援（3／5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
新たな販路を開拓するための支援	<p>【生産性革命推進事業（持続化補助）】 小規模事業者等の販路開拓等のための取組みを支援。</p> <p>※ 感染症リスク型ビジネス枠の申請には、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限 ：50万円 （創業事業者は100万円） ○補助率 ：通常枠 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠3/4 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○通常枠 全国商工会連合会 TEL：03-6670-2540 日本商工会議所 TEL：03-6747-4602 ○低感染リスク型ビジネス枠 TEL：03-6837-5929</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ リーフレット</p>
ITツール導入による業務効率化等を支援	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く）</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

外食事業者が活用できる支援（4 / 5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

外食事業者が活用できる支援（5 / 5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 : $\frac{\text{休暇中に支払った賃金相当額}}{10} \times 10/10$ 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり助成額上限 : 13,500円</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり ※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日 ・ 1日当たり : 6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

食品製造事業者が活用できる支援（1／5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>コメ・コメ加工品の輸出拡大の取組を支援</p>	<p>【コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業】 戦略的輸出事業者と産地が連携して取り組む<u>日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーション</u>を支援</p>	<p>○支援対象：民間団体等、民間事業者等 ○補助率：定額、対象経費の1/2、2/3以内 ○事業実施主体：民間団体等</p>	<p>○農産局農産政策部 企画課 TEL：03-6738-6069 E-mail： kome_yusyutu@maff. go. jp</p> <p>もっと知りたい</p>
<p>在庫が高水準な脱脂粉乳・バターの需要拡大を図るための取組を支援</p>	<p>【肥育牛経営改善等緊急対策のうち国産乳製品需要拡大緊急対策事業】 乳業者団体等が国産需要の拡大を図るため、<u>新たな業務用需要に対して脱脂粉乳・バターを活用する取組</u>を支援</p>	<p>○支援対象：乳業者 ○補助率：1／2以内 ○事業実施主体：乳業者団体等</p>	<p>○畜産局牛乳乳製品課 TEL：03-6744-2128</p> <p>もっと知りたい 実施要綱 実施要綱（別添）</p>
<p>新たな需要に対応した品目に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援</p>	<p>【産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化】 生産構造等の変化の下での農産物の安定供給や新市場の獲得に取り組む事業者に対し、新たな需要に対応した品目への切替等を図るための<u>高性能な農業機械のリース導入・取得や、農産物処理加工施設等の整備等</u>を支援</p>	<p>○支援対象（事業実施主体）：農業者の組織する団体、民間事業者等 ○補助率：定額、1/2以内</p>	<p>○農産局総務課 生産推進室 TEL：03-3502-5945</p> <p>もっと知りたい</p>


食品製造事業者が活用できる支援（2 / 5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>◀補助対象経費の例▶ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>																		

食品製造事業者が活用できる支援（3／5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
<p>新たな販路を開拓するための支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（持続化補助）】 小規模事業者等の販路開拓等のための取組みを支援。</p> <p>※ 感染症リスク型ビジネス枠の申請には、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限 ：50万円 （創業事業者は100万円） ○補助率 ：通常枠 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠3/4 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○通常枠 全国商工会連合会 TEL：03-6670-2540 日本商工会議所 TEL：03-6747-4602 ○低感染リスク型ビジネス枠 TEL：03-6837-5929</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ リーフレット</p>
<p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く）</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

食品製造事業者が活用できる支援（4 / 5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

食品製造事業者が活用できる支援（5 / 5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 : $\frac{\text{休暇中に支払った賃金相当額}}{10} \times 10/10$ 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり助成額上限 : 13,500円</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり ※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日 ・ 1日当たり : 6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

中間事業者が活用できる支援（1／5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新たな需要に対応した品目に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援</p>	<p>【産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化】</p> <p>生産構造等の変化の下での農産物の安定供給や新市場の獲得に取り組む事業者に対し、新たな需要に対応した品目への切替等を図るための高性能な農業機械のリース導入・取得や、農産物処理加工施設等の整備等を支援</p>	<p>○支援対象（事業実施主体） ：農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>○補助率：定額、1/2以内</p>	<p>○農産局総務課 生産推進室 TEL：03-3502-5945</p> <p>▶もっと知りたい</p>


中間事業者が活用できる支援（2 / 5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>もっと知りたい</p> <p>申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>《補助対象経費の例》 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>申請はこちら</p>																		

中間事業者が活用できる支援（3／5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
新たな販路を開拓するための支援	<p>【生産性革命推進事業（持続化補助）】 小規模事業者等の販路開拓等のための取組みを支援。</p> <p>※ 感染症リスク型ビジネス枠の申請には、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限 ：50万円 （創業事業者は100万円） ○補助率 ：通常枠 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠3/4 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○通常枠 全国商工会連合会 TEL：03-6670-2540 日本商工会議所 TEL：03-6747-4602 ○低感染リスク型ビジネス枠 TEL：03-6837-5929 ▶ もっと知りたい ▶ リーフレット</p>
ITツール導入による業務効率化等を支援	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

中間事業者が活用できる支援（4 / 5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

中間事業者が活用できる支援（5 / 5）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 : $\frac{\text{休暇中に支払った賃金相当額}}{10} \times 10/10$ 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり助成額上限 : 13,500円</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり</p> <p>※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日 ・ 1日当たり : 6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

流通事業者が活用できる支援（1／7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
米穀	<p>【コロナ影響緩和特別対策】 以下の取組について支援。</p> <p>①集荷団体と実需等が市場に影響を与えないように連携して行う、<u>長期計画的な販売に伴う保管に係る経費等</u></p> <p>②<u>中食・外食事業者等</u>に対し、<u>市場に影響を与えないように行う販売促進の取組に係る米の販売代金等の経費</u></p> <p>③<u>子ども食堂・子ども宅食等</u>に対し、<u>米を提供する取組を支援</u></p>	<p>○事業実施主体（事務局） ：民間団体等</p> <p>○事業実施者（支援対象） ：米穀周年供給・需要拡大支援事業に基づき長期計画的な販売に取り組んでいる集荷団体</p> <p>○補助率：①定額、②1/2以内、 ③定額</p>	<p>○農産局農産政策部 企画課 TEL：03-6738-8973</p>
和牛肉	<p>【和牛肉保管在庫支援緊急対策事業（ALIC事業）】 販売促進計画を作成した食肉卸売業者に対して、<u>保管経費の支援及び同計画に基づく販売実績に応じた奨励金の交付。</u></p>	<p>○支援対象：食肉卸売事業者</p> <p>○補助率：定額</p> <p>○事業実施主体：食肉事業者団体</p>	<p>○畜産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ 実施要綱 ▶ 紹介動画</p>

流通事業者が活用できる支援（2／7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>生鮮食品等の安定供給機能確保するサプライチェーンの改善・強化等を支援</p>	<p>【ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業】 以下の取組について支援。</p> <p>①卸売市場、食品卸団体等が感染リスクを考慮し、生鮮食品等の安定供給を継続的に行うための<u>非接触型等の効率的、省力的な業務運営（RPA、EDI、キャッシュレス化の推進等）の導入を支援</u></p> <p>②消費者のニーズの変化に対応した需要を獲得するための<u>新商品・サービスの開発や、販売先の多様化・拡大等の市場流通の活性化の取組を支援</u></p> <p>※RPA・・・人間がコンピュータ上で行っている定型作業を自動化すること。 ※EDI・・・受発注・出荷・請求・支払などの各種取引データを通信回線を通じて、企業間でやり取りする取組のこと。</p>	<p>○支援対象 ：民間団体等、卸売市場関係団体、食品卸団体</p> <p>○補助率：定額、1/2以内</p>	<p>○大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課 TEL:03-3502-8237</p> <p>▶もっと知りたい</p>

流通事業者が活用できる支援（3 / 7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
債務保証に必要な資金を措置	<p>【中小食品流通事業者の信用力強化事業】 <u>債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済</u>により中小食品流通事業者等を支援</p>	<p>○支援対象 ：中小食品流通事業者等</p> <p>○支援内容 ：債務保証・代位弁済</p> <p>○事業実施主体 ：(公財)食品等流通合理化促進機構</p>	<p>○大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課 TEL：03-3502-8267</p> <p>▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領</p> <p>▶もっと知りたい (外部リンク)</p>
新たな需要に対応した品目に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援	<p>【産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化】 生産構造等の変化の下での農産物の安定供給や新市場の獲得に取り組む事業者に対し、新たな需要に対応した品目への切替等を図るための<u>高性能な農業機械のリース導入・取得</u>や、<u>農産物処理加工施設等の整備等</u>を支援</p>	<p>○支援対象（事業実施主体） ：農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>○補助率：定額、1/2以内</p>	<p>○農産局総務課 生産推進室 TEL：03-3502-5945</p> <p>▶もっと知りたい</p>


流通事業者が活用できる支援（4 / 7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>◀補助対象経費の例▶ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>▶申請はこちら</p>																		

流通事業者が活用できる支援（5／7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く）</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
<p>新たな販路を開拓するための支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（持続化補助）】 小規模事業者等の販路開拓等のための取組みを支援。</p> <p>※ 感染症リスク型ビジネス枠の申請には、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限 ：50万円 （創業事業者は100万円） ○補助率 ：通常枠 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠3/4 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○通常枠 全国商工会連合会 TEL：03-6670-2540 日本商工会議所 TEL：03-6747-4602 ○低感染リスク型ビジネス枠 TEL：03-6837-5929</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ リーフレット</p>
<p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く）</p> <p>▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

流通事業者が活用できる支援（6／7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

流通事業者が活用できる支援（7 / 7）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 : $\frac{\text{休暇中に支払った賃金相当額}}{10} \times 10/10$ 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり助成額上限 : 13,500円</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり ※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日 ・ 1日当たり : 6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

輸出事業者が活用できる支援（1／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>債務保証に必要な資金を措置</p>	<p>【中小食品流通事業者の信用力強化事業】 <u>債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済</u>により中小食品流通事業者等を支援</p>	<p>○支援対象 : 中小食品流通事業者等</p> <p>○支援内容 : 債務保証・代位弁済</p> <p>○事業実施主体 : (公財)食品等流通合理化促進機構</p>	<p>○大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課 TEL : 03-3502-8267</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p> <p>もっと知りたい (外部リンク)</p>
<p>重点品目及びターゲット国・地域を対象とした海外販路開拓に必要な商談・プロモーション等への支援</p>	<p>【マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業等】</p> <p>① <u>JETRO</u>による、海外見本市への出展、サンプル展示ショールームの設置等、輸出事業者のサポートを強化</p> <p>② 新たな需要創出が期待できる取組も含めて、分野・テーマ別に集中実施する <u>民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組</u>を支援</p> <p>③ 現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した <u>日本産食材等の販路拡大</u>等の取組を支援</p>	<p>《①、③の支援》</p> <p>○支援対象：JETRO・民間事業者等</p> <p>○補助率：定額</p> <p>○事業実施主体：JETRO</p> <p>《②の支援》</p> <p>○支援対象：JETRO・民間事業者等</p> <p>○補助率：定額、 対象経費の1/2以内</p> <p>○事業実施主体：民間事業者等</p>	<p>○輸出・国際局 輸出企画課 TEL : 03-6744-1502</p> <p>もっと知りたい</p>

輸出事業者が活用できる支援（2／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>コメ・コメ加工品の輸出拡大の取組を支援</p>	<p>【コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業】 戦略的輸出事業者と産地が連携して取り組む<u>日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーション</u>を支援</p>	<p>○支援対象：民間団体等、民間事業者等</p> <p>○補助率 ：定額、対象経費の1/2、2/3以内</p> <p>○事業実施主体：民間団体等</p>	<p>○農産局農産政策部 企画課 TEL：03-6738-6069 E-mail： kome_yusyutu@maff.go.jp</p> <p>▶もっと知りたい</p>
<p>新たな需要に対応した品目に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援</p>	<p>【産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化】 生産構造等の変化の下での農産物の安定供給や新市場の獲得に取り組む事業者に対し、新たな需要に対応した品目への切替等を図るための<u>高性能な農業機械のリース導入・取得</u>や、<u>農産物処理加工施設等の整備等</u>を支援</p>	<p>○支援対象（事業実施主体） ：農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>○補助率：定額、1/2以内</p>	<p>○農産局総務課 生産推進室 TEL：03-3502-5945</p> <p>▶もっと知りたい</p>


輸出事業者が活用できる支援（3／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者等への支援</p>	<p>【中小法人・個人事業者のための事業復活支援金】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響（需要の減少又は供給の制約）を受けていること</p> <p>② 対象月（2021年11月～2022年3月のいずれかの月）の売上高が、基準期間（2018年11月～2019年3月・2019年11月～2020年3月・2020年11月～2021年3月のいずれかの期間）の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少している中小法人・個人事業者。</p>	<p>○給付上限額</p> <table border="1" data-bbox="1164 269 1690 598"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高減少率</th> </tr> <tr> <th>▲50%以上</th> <th>▲30%以上 ▲50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業者</td> <td>50万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中小法人</td> <td>年間売上高(注) 1億円以下</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 1億円超～5億円以下</td> <td>150万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>年間売上高(注) 5億円超</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>		売上高減少率		▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満	個人事業者	50万円	30万円	中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円	<p>○事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140 ※ 8:30～19:00 （土日、祝日含む （全日対応））</p> <p>もっと知りたい</p> <p>申請はこちら</p>
	売上高減少率																				
	▲50%以上	▲30%以上 ▲50%未満																			
個人事業者	50万円	30万円																			
中小法人	年間売上高(注) 1億円以下	100万円	60万円																		
	年間売上高(注) 1億円超～5億円以下	150万円	90万円																		
	年間売上高(注) 5億円超	250万円	150万円																		
<p>新分野展開など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援</p>	<p>【事業再構築補助金（緊急事態宣言特別枠）】</p> <p>通常枠の要件に加え、令和3年の国による緊急事態宣言に伴う<u>飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している中小企業等</u></p> <p>※ 「緊急事態宣言特別枠」以外にも、補助対象要件や補助金額・補助率の異なるメニューがある</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。</p> <p>詳細はこちら</p>	<p>○補助上限： 従業員数5人以下 500万円 6～20人 1,000万円 21人以上 1,500万円</p> <p>○補助率： 中小企業 3/4 中堅企業 2/3</p> <p>≪補助対象経費の例≫ 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○事業再構築補助金事務局コールセンタ TEL：0570-012-088 ：03-4216-4080 ※ 9:00～18:00 （土日祝日を除く）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>申請はこちら</p>																		

輸出事業者が活用できる支援（4／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限：1,000万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2、 小規模 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○ものづくり補助金 事務局サポートセンター TEL：050-8880-4053 ※ 10:00～17:00 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>
<p>新たな販路を開拓するための支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（持続化補助）】 小規模事業者等の販路開拓等のための取組みを支援。</p> <p>※ 感染症リスク型ビジネス枠の申請には、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助上限 ：50万円 （創業事業者は100万円） ○補助率 ：通常枠 2/3 ：低感染リスク型ビジネス枠3/4 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○通常枠 全国商工会連合会 TEL：03-6670-2540 日本商工会議所 TEL：03-6747-4602 ○低感染リスク型ビジネス枠 TEL：03-6837-5929 ▶ もっと知りたい ▶ リーフレット</p>
<p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p>	<p>【生産性革命推進事業（IT導入補助金）】 中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※ 申請には原則、Gビズプライムアカウントの取得が必要。 ▶ 詳細はこちら</p>	<p>○補助額 ：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は、30～150万円 ○補助率 ：通常枠 中小 1/2 ：低感染リスク型ビジネス枠2/3 ※事業の要件や詳細の内容については経済産業省にご確認ください。</p>	<p>○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 TEL：0570-666-424 ※ 9:30～17:30 （土日祝日を除く） ▶ もっと知りたい ▶ 申請はこちら</p>

輸出事業者が活用できる支援（5／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																							
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（特例措置）】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。</p> <p>【支給対象となる事業主】 以下の条件を満たす全業種の事業主 (1) 新型コロナの影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。 (2) 最近1ヵ月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。 (3) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。</p> <p>【助成対象となる労働者】 事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが、「雇用調整助成金」の助成対象。 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象。（雇用調整助成金と同様に申請できます）</p>	<p>○助成率・補助上限</p> <table border="1" data-bbox="1181 329 1655 692"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1・2月 (予定)</th> <th>令和4年 3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>4/5(9/10) 13,500円</td> <td>4/5(9/10) 11,000円</td> <td>4/5(9/10) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>2/3(3/4) 13,500円</td> <td>2/3(3/4) 11,000円</td> <td>2/3(3/4) 9,000円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> <td>4/5(10/10) 15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が助成率、下段が補助上限金額 ※括弧内は、従業員の解雇等を行わず雇用を維持した場合の助成率 ※教育訓練をした場合 ・中小企業 2,400円/日加算 ・大企業 1,800円/日加算</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主、または、売上高等の生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期（令和3年1月以降は、「前年、前々年又は3年前同期」とする予定）に比べ30%以上減少している事業主が対象</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	<p>○最寄りの都道府県労働局・ハローワーク、又は、学校等業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 ※ 9:00～21:00 （土日祝日含む）</p> <p>※オンライン申請も可能</p> <p></p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1・2月 (予定)	令和4年 3月 (予定)																						
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円																						
	特例(注)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円																						

輸出事業者が活用できる支援（6／6）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和3年8月1日から令和3年12月31日までの有給休暇に適用）</p> <p>※ 令和3年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分については令和3年12月27日まで、令和3年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分については令和4年2月28日までが申請期限です。</p>	<p>○支給額 : $\frac{\text{休暇中に支払った賃金相当額}}{10} \times 10/10$ 令和3年8月1日から12月31日までの有給休暇 ・ 1日当たり助成額上限 : 13,500円</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等の都道府県に事業所のある企業については15,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
	<p>（参考）【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日に適用）</p> <p>※ 一定の要件あり ※ 申請期限につきましては、上記の小学校等休業対応助成金と同様です。</p>	<p>○支給額 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの就業出来なかった日 ・ 1日当たり : 6,750円（定額）</p> <p>※但し、申請期間中に緊急事態宣言対象区域等にお住まいの方は7,500円（定額）</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>	<p>○雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL : 0120-60-3999 ※9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

フードバンク、子ども食堂等が活用できる支援

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
フードバンクにおける食品の受入れ・提供体制整備への支援	<p>【フードバンク支援緊急対策事業】</p> <p>フードバンクに対して、<u>子ども食堂等向けの食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費</u>を支援。</p> <p>①<u>運搬用車両、一時保管用倉庫</u>（冷蔵庫・冷凍庫を含む）、<u>入出庫管理機器等</u>の賃借料</p> <p>②<u>食品の輸配送費</u></p>	<p>○支援対象：フードバンク</p> <p>○補助率：定額</p> <p>○補助上限額：500万円</p>	<p>○大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課 TEL:03-6744-2066</p>
新たな販路開拓を促進するための取組を支援	<p>【国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業】</p> <p><u>子ども食堂等への食材提供に係る食材費等</u>の支援。</p> <p>※ 品目については、対象の限定はありませんが、需要減少等の影響を受けている場合に対象となります。</p>	<p>○事業実施主体（事務局） ：民間団体等</p> <p>○事業実施者（支援対象） ：生産者、民間団体(卸売事業者、加工業者等)、地方公共団体の協議会等</p> <p>○補助率：定額</p>	<p>○大臣官房政策課 TEL：03-6744-2089</p> <p>○販路新規開拓事業事務局 TEL：0570-047077</p> <p>もっと知りたい 公募に関する情報</p>
子ども食堂及び子ども宅食への政府備蓄米の無償交付	<p>【政府備蓄米の無償交付】</p> <p>従来より政府備蓄米を活用して学校給食を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、<u>子ども食堂や子ども宅食における食育の一環としてごはん食の推進を支援</u>。</p>	<p>○ごはん食を提供する食事提供団体（子ども食堂）に、1申請当たり120kgを上限に交付</p> <p>○子育て家庭に政府備蓄米等を直接配付する団体（子ども宅食）に、1申請当たり300kgを上限に交付</p>	<p>○農産局穀物課 TEL:03-3502-7950</p> <p>もっと知りたい</p>

労働者（被雇用者）が活用できる支援（1 / 2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等																		
<p>休業した労働者への支援</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、休業させられた中小企業の労働者のうち、<u>休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかつた労働者に対して支給。</u></p> <p>（令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌日の末日までの休業に適用）</p> <p>※ 大企業のシフト労働者等も対象となる場合がある。</p>	<p>○支給率、支給上限</p> <table border="1" data-bbox="1188 379 1659 772"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年 5～12月</th> <th>令和4年 1～3月 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>8割 9,900円</td> <td>8割 8,265円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>8割 11,000円</td> <td>8割 11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則的な措置</td> <td>8割 9,900円</td> <td>8割 8,265円</td> </tr> <tr> <td>特例(注)</td> <td>8割 11,000円</td> <td>8割 11,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上段が支給率、下段が支給上限金額 ※大企業はシフト制労働者のみ対象</p> <p>(注)緊急事態措置（又はまん延防止等重点措置）の実施に伴い、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する企業の労働者については、11,000円</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については厚生労働省にご確認ください。</p>			令和3年 5～12月	令和4年 1～3月 (予定)	中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円	特例(注)	8割 11,000円	8割 11,000円	大企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円	特例(注)	8割 11,000円	8割 11,000円	<p>○厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 受付時間 ：（月曜～金曜） 8：30～20：00 ：（土日祝） 8：30～17：15</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
		令和3年 5～12月	令和4年 1～3月 (予定)																		
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円																		
	特例(注)	8割 11,000円	8割 11,000円																		
大企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円																		
	特例(注)	8割 11,000円	8割 11,000円																		

労働者（被雇用者）が活用できる支援（2 / 2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
外国人技能実習生等の雇用支援	<p>【技能実習生等に対する雇用維持支援の活用】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習の継続困難になった技能実習生・特定技能外国人等の再就職を支援。</p> <p>また、技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野への就労を促進。</p>	<p>○付与される在留資格 ：特定活動(就労可能)</p> <p>○在留期間 ：最大1年</p> <p>※本措置で1年間在留した方であっても、帰国が困難な場合には、最長6カ月間の範囲で在留期間の延長が可能</p> <p>○要件 ：申請人の報酬額や特定技能外国人の意向などの要件あり</p> <p>※事業の要件や詳細の内容については出入国在留管理庁にご確認ください。</p>	<p>▶もっと知りたい</p>

【各地方農政局の連絡先】

北海道農政事務所

担当：企画調整室
連絡先（直通）：011-330-8801

東北農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：022-263-0564

関東農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：048-740-0311
増設：048-740-0016

北陸農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：076-232-4217

東海農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：052-223-4609

近畿農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：075-414-9036
増設：075-414-9037

中国四国農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：086-224-9400

九州農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：096-300-9461
増設：096-300-6017

【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL：03-6744-1856（直通）
FAX：03-6744-7158



← 支援策全般の
アクセスはこちら！

(URL：https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html)

【MAFFアプリをご存じですか？】

MAFFアプリは、農業に携わる皆さまに役立つ情報を農林水産省から直接お届けするスマホ用アプリです。

支援策の情報はもちろん、プロフィールとして設定いただいたお住まいの地域や作目、関心事項等に応じて、役立つ情報をお届けします。

どなたでも無料※でご利用いただけます。

※通信に要する費用（データ通信料等）は、利用者の負担となります。



← MAFF
アプリの
詳細情報
はこちら

(URL：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>)

